

# 地方理学療法学会規程

## 第1条 名称

この学会は、公益社団法人全国病院理学療法協会の9地方会（北海道、東北、関東甲信越、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州）の冠名をつけた地方理学療法学会（以下、この学会という）と称する。

## 第2条 目的

この規程は、全国の医療・介護及び福祉施設等に勤務する理学療法従事者に高度な臨床及び最新の情報を提供し、知識と技術を習得し日々の研鑽に努め保健・医療・介護・福祉領域の向上に寄与することを目的とする。

## 第3条 主催

この学会は、各地方会が主催し、各支部が担当開催する。

## 第4条 開催期及び開催地

この学会は、理事会の承認を得て、毎年または隔年で開催とする。

- 2 開催地は毎年2地方会以内とする。
- 3 開催地については2年前の理事会で決定し、学会長・準備委員長等、その他、詳細な事項については1年前の理事会で決定する。

## 第5条 内容及び講師

会員による研究発表を主軸に、グループ共同研究発表・特別講演及び一般の方を対象にした市民公開講座等の内容で企画運営する。

- 2 講師を依頼する場合に、講師の専門分野と実績・講演のテーマ及び内容とともに、講師の品性についても留意する。
- 3 従来の対面方式に加えオンライン方式及び対面オンライン併用のハイブリッド方式を用いての運営も可能とする。

## 第6条 認定単位の付与

地方学会の参加者には、技能認定登録制度規程に定める5単位を付与する。

## 第7条 経費

開催地において、参加費や広告費を徴収するほか、協会から交付金が支給される。

## 第8条 文書関係

学会開催前年の12月末までに企画書及び予算書を理事会に提出し、学会終了後速やかに終了報告書及び決算書を提出すること。

- 2 学会抄録集は開催月の2ヶ月前までに作成すること。

## 第9条 規程の改廃

この規程の改廃は、理事会において行う。

## 附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 付記

- 1 学会開催における関連団体への折衝や正式名称、及び記載順等には十分留意する。
- 2 来賓への対応、席次及び祝辞の披露順等には十分留意する。
- 3 その他、開催運営の具体的な事項については協会本部（会長、担当部局）とも連携を密にする。